

スクールバス添乗員・介助員年休代替職員の雇用条件等

1 任用期間等	
(1) 任用者	姫路市教育委員会
(2) 任用期間	任用日から令和9年(2027年)3月31日まで
(3) 条件付採用期間	採用後1月間は、条件付採用期間となります。採用後1月間の勤務日数が15日を満たさない場合は条件付採用期間が延長されることがあります。
(4) 再度の任用	公募によらない再度の任用は行わない。
2 業務内容	
スクールバス添乗員業務及び介助員業務	
3 勤務日等	
(1) 勤務する日	所属長が指定する日
(2) 勤務時間	所属長が指定する時間
4 報酬等	
(1) 報酬	スクールバス添乗員 1日につき7,506円(半日3,753円) 介助員 1時間につき1,352円
(2) 通勤手当	本市の規定に基づき支給
(3) 支給日	翌月15日(月末締切り) ただし、支給日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日(その日が18日となるときは14日)
5 社会保険等	
労災保険に加入します。	
6 解職 (下記の要件に該当するときは、解職されることがあります。)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 故意又は重大な過失により市に損害を与えたとき。 ・ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・ その他、職員としてふさわしくない非行があったとき。 	
7 辞職の届出	
自己の都合で退職する場合は、退職日の30日前までに所属長に届出を行うこと。	
8 その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第16条各号に該当する人は職員になることができません。また、同各号に該当する職員はその職を失います。 	

注) 勤務条件等については、変更する場合があります。

スクールバス添乗員・介助員年休代替職員の雇用条件等

○ 書写養護学校スクールバス添乗員の業務

書写養護学校スクールバス添乗員の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童・生徒がスクールバス利用中の安全確保。
- (2) 児童・生徒がスクールバス乗降中の補助。
- (3) その他校長が命じる業務。

添乗員の1日のスケジュール

勤務場所等 バス会社の車庫に出勤し、スクールバス添乗業務を行い、終了後バス会社車庫に帰着

業務時間等

(往路) 車庫 → 各児童生徒の乗降場 → 書写養護学校 → 車庫

(復路) 車庫 → 書写養護学校 → 各児童生徒の乗降場 → 車庫

往路・復路の車庫発着時刻は、おおむね次のとおりですが、バス運行経路の変更、授業短縮等により変更することがあります。

往路の車庫集合時刻は午前7時ごろ、学校着は午前8時50分ごろ、車庫帰着は午前9時50分ごろ

復路の車庫集合時刻は午後1時45分ごろ、学校着は午後2時45分ごろ、車庫帰着は午後4時45分ごろ

○ 書写養護学校介助員の業務

書写養護学校介助員の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童・生徒の教室等の移動にともなう介助業務。
- (2) 児童・生徒が便所を使用する場合の介助業務。
- (3) 児童・生徒の被服等(汚物)の洗濯業務。
- (4) 児童・生徒の給食の介助業務。
- (5) 便所(児童・生徒用)の清掃。
- (6) 教室前の廊下、階段の清掃。
- (7) その他校長が命じる業務

介助員の1日の勤務時間 午前8時45分～午後4時まで(休憩45分)